

●過去の請求に誤りがあった際の対応について

連合会で審査確定した内容に誤りがあった場合、保険者へ過誤申立をすることで、給付実績(明細書)を取り下げることができます。

過誤調整は、請求単位数の一部分だけの調整は出来ず、明細書単位で請求実績すべてが取り下げられるので、過誤調整の件数が多い場合などは、金額について確認し、申し立てる必要があります。

また、保険者ごとに提出書類や過誤申立の締切日が異なりますので、該当の保険者へ確認し、過誤調整依頼書を保険者あてご提出ください。

●過誤について

過誤には「①同月過誤」と「②通常過誤」があります。また、例外として、給付管理票の「取消」による自動過誤があります。

①同月過誤

給付実績(明細書)の取下げと再請求を同じ月に行います。過誤の申立件数が多い場合や過誤調整金額が大きい場合などに同月に再請求を行うことで差額調整を行い、支払額への影響を軽減させることができます。

※連合会で過誤処理を行う同月(保険者が連合会へ過誤申立データを送信する月)に必ず再請求を行ってください。(同月過誤を行う場合は、保険者へ請求月等をご確認のうえご対応ください。)

なお、再請求が無かった場合や、再請求分の請求内容に誤りがありエラー返戻となった場合については差額調整が行われず、過誤処理のみを行うこととなりますので、請求の際はご確認をお願いいたします。

②通常過誤

給付実績(明細書)の取下げのみを行います。本会より送付する「介護給付費過誤決定通知書」にて過誤処理が終了したことを確認のうえ、再請求を行ってください。

《例外》給付管理票の取消による自動過誤

居宅支援事業所が給付管理票の作成区分を「取消」にて連合会へ請求し審査決定した場合、介護給付費請求明細書(計画費含む)すべてが自動的に過誤調整(取下げ)されます。

●過誤処理を行った事業所への支払について

事業所への支払額については、連合会で過誤処理を行った月(保険者が連合会へ過誤申立データを送信する月)の介護給付費審査決定額(事業所が請求を行った当月分等請求明細書の審査決定額)から過誤決定額(過誤の保険請求額および公費請求額)を差し引いた額となります。

過誤件数が多い場合や過誤調整金額が大きい場合などは、支払額が大幅に減額となる場合がありますので、過誤申立を行われる際はご注意ください。

(例) A事業所の令和3年2月審査分の支払額

令和3年1月サービス分請求件数	20件	審査決定額(保険者負担金額)	987,654円
過誤申立処理件数	16件	過誤調整額(保険者返還金額)	-876,543円
		支払決定額	111,111円

過誤調整額が大きい場合は、申立した月の支払い決定額が大幅に減額となります。

●過誤処理と再審査(給付管理票の修正および取消)について

同一被保険者の同一サービス提供月に対し同じ審査月にサービス事業所からの過誤申立処理と支援事業所からの給付管理票の修正および取消処理をおこなうことがシステム上できません。

同一審査月に行った場合は、過誤処理が優先されるため、給付管理票の修正および取消ができません。給付管理票が返戻(返戻理由: ANN7(既に過誤調整を行っています))となるため、再度給付管理票の提出を行っていただく必要があるため、サービス事業所の過誤処理が終了後、給付管理票の修正を行っていただく必要があります。

(例) 12月サービス提供分の実績の取下げおよび給付管理票の修正を行う場合の処理日程

	1月	2月	3月	4月
支援事業所	給付管理票(新規)審査決定	—	—	給付管理票(修正)
サービス事業所	請求明細書審査決定	保険者へ過誤申立	連合会にて過誤処理	請求明細書再請求

請求内容に誤りがあった

「介護給付費過誤決定通知書」確認後